

事 務 連 絡

平成29年3月28日

関 係 団 体 の 長 殿

奈良労働局労働基準部健康安全課長

事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン
(脳卒中に関する留意事項及び肝疾患に関する留意事項の追加)
について (お知らせ)

平素より、労働安全衛生行政に格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

近年、診断技術や治療方法の進歩により、疾病を抱えていても離職や休職をせずに治療を受けながら仕事を続けられる可能性が高まってきています。

一方で、疾病を抱える方の中には、仕事上の理由で適切な治療を受けることができなかつたり、疾病に対する自分自身の不十分な理解や職場の理解・支援体制不足により、治療と仕事を両立することが困難になったり、離職を余儀なくされたりする事例がみられます。また、多くの企業が疾病を抱えた労働者の対応に苦慮しているという現状もあります。

疾病を抱えた方々が、適切な治療を受けながら仕事を続けられるように支援することは、国民の健康の保持増進や活躍の促進のみならず、企業にとっても人材の確保や生産性の向上につながるものであり、さらには社会の活力の維持向上にもつながるものと考えられます。

このように疾病を有する労働者に対する治療と職業生活の両立支援が重要な課題となっていることから、厚生労働省では、平成28年2月に企業向けのガイドライン

として「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を定め、この中で「がんに関する留意事項」をまとめたところですが、今般、さらに「脳卒中に関する留意事項」及び「肝疾患に関する留意事項」を追加したところです。

つきましては、本制度の趣旨を御理解の上、本制度が円滑に運用されるよう貴団体の会員又は傘下事業場等に対し、周知していただきますよう御協力をお願い申し上げます。

（参考）

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」は、厚生労働省のホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

に掲載していますので、ご参照ください。

〔担当〕

奈良労働局 健康安全課

電話（0742）32-0205